

# 会 務 月 報

## 第489号

発行 一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

### ■令和5年11月常任理事会議事録

1. 日 時 令和5年11月27日(月) 13:30～16:00

2. 場 所 日事連会議室

3. 常任理事会構成者総数、定足数及び出席者数

常任理事会構成者総数14名、定足数8名、出席者数14名

4. 出席者の氏名

会 長 児玉耕二

副 会 長 岩本茂美、白井勇、木下賀之、上野浩也、

井手添誠、原 行雄

専務理事 居谷献弥

常任理事 村田良太、石井繁紀、相原清安、樋上雅博、

矢野敏明、内田 要

事 務 局 前田、千浜、野出、三浦、吉田

5. 議 長

児玉耕二会長より議長について諮り、岩本茂美副会長を議長に選任した。

6. 議事録署名人

児玉耕二会長、岩本茂美副会長

7. 専決事項

(1) 第140回建築士事務所協会全国会長会議の議事及びスケジュール等の決定の件

事務局より資料1によって、12月14日の全国会長会議等の行事、スケジュール及び議事内容等について説明がなされた。

議長より第140回建築士事務所協会全国会長会議の議事及びスケジュール等について諮ったところ、異議なく資料1

のとおり決定した。

8. 協議事項

(1) 令和5年度上半期事業報告及び決算報告について

事務局より資料2-1によって、令和5年度上半期事業報告について、会議、事業概要、総務・財務、教育・情報、業務・技術、広報・渉外、指導運営、建築士事務所全国大会、法制度対応、青年部会、住宅金融支援機構適合証明業務及び会員動静等に関するそれぞれの内容の説明がなされた。

続いて、事務局より、資料2-2によって一般会計及び適合証明業務登録機関特別会計の令和5年度上半期決算報告について説明がなされた。

岩本副会長より、3年くらい前の全国会長会議で議長を務めた際、出席者から今後の財政改善をどうするのかとの発言があったが、12月の全国会長会議でも同様の発言等が出るのが想定される。そのような発言等への対応を会長には考えておいてもらいたいとの発言がなされた。

協議の結果、資料2-1及び資料2-2の原案を了承し、12月通常理事会に提案することを決定した。

(2) 令和6・7年度役員候補者の推薦手順と選任方法について

事務局より資料3によって、令和6・7年度の役員候補者の推薦手順と選任方法について次の趣旨の説明がなされた。

総務・財務委員会で検討の結果、前回の申し合わせ事項を踏襲し日程等のみ変更した。12月の全国会長会議で協議し申し合わせ事項として決定されれば、選任に向け手続きを進めていくことになる。

上野副会長より、選任年齢について今回は規程どおりで構わないが、年齢を引き上げて例外規定を無くしてもよいのではないかと発言がなされた。

協議の結果、資料3の原案を了承し、全国会長会議に提案することを決定した。

(3) 賛助会員の入会について

事務局より資料4によって、株式会社総合資格より1口

15万円で入会申し込みがあった旨説明がなされた。

協議の結果、賛助会員への入会について、12月通常理事

会に提案することを決定した。

(4) 令和6年度日事連建築賞の募集について

石井広報・渉外委員長より、資料5によって次の趣旨の説明がなされた。

令和6年度の募集要項は、例年の必須変更項目の他、提出先及び応募期限並びに委員の一部を変更した。従来は募集要項に単位会への応募期限を記載していたが、一部の単位会では、単位会主催の建築賞で上位の賞を受賞した作品を日事連建築賞の第2次審査に推薦、あるいは単位会での審査日程が合わないことから応募期限を調整する等されていることがある。注意喚起はしていたが混乱を招くことがあり、応募期限は単位会の設定とする記載方法に変更した。

協議の結果、資料5の原案を了承し、12月通常理事会に提案することを決定した。

(5) 福井大会運営特別委員会の設置について

事務局より資料6によって、次の趣旨の説明がなされた。

第46回建築士事務所全国大会(福井大会)の企画・立案・運営等の検討のため、日事連副会長の木下福井会会長を委員長に、総勢5名の委員で構成する特別委員会を設置したい。以下の発言がなされた。

木下副会長―東海北陸ブロック協議会の会議で次のような意見があった。

- ・大会式典の時間が長い。
- ・鳥取・島根大会でも、式典後半で退席する人が目立った。
- ・士会の大会式典は短時間
- ・建築賞の表彰は、国土交通大臣賞と日事連会長賞のみでよい。
- ・パーティには、単位会会長等一部の幹部しか出席しない。開催時刻を早め、短時間で終了してくれると、単位会の会合に合流しやすい。

上野副会長―パーティに豪勢な料理を出す必要はない。

矢野常任理事―開始時刻は、全国から集まることを考慮す

ると余り早くできない。

児玉会長―建築賞の表彰は、大会式典で実施しなくてもよいのでは。

白井副会長―全国大会のあり方は総務・財務委員会の担当なので、総務・財務委員長を特別委員会の委員に加えてはどうか。

協議の結果、樋上総務・財務委員長を委員に追加する案で、12月通常理事会に提案することを決定した。

(6) 令和7年度第47回建築士事務所全国大会(新潟大会)の開催日等について

事務局より、資料7によって次の趣旨の説明がなされた。

関東甲信越ブロック協議会より、新潟大会の大会式典及びパーティを令和7年10月3日に開催したいとの通知があった。大会式典会場は朱鷺メッセ、パーティ会場はホテル日航新潟である。

協議の結果、資料7の原案を了承し、12月通常理事会に提案することを決定した。

(7) 12月通常理事会の議題等について

事務局より資料8によって説明がなされ、協議の結果、原案のとおり12月通常理事会の議題を決定した。

9. 報告事項

(1) 事務所登録手数料等の見直しのための要望活動について

上野事務所登録電子化対応WG主査及び居谷専務理事より、次の趣旨の説明がなされた。

単位会より都道府県(県等)に対して要望してもらったが、ブロックによっては、県等から地方整備局に上げられている。国土交通省とは、県等及びICBAを交え手数料に関する研究会を立ち上げようという話になった。議連総会開催は、1月の通常国会開会後になるかもしれない。WGでは標準的な手数料を試算しているが、独り歩きするといけけないので、公表は差し控えている。ただ、多くの県等では、二級・木造の手数料を一級と同額にするのは難しいと聞いている。県等から国土交通省に要望がきっちり上がらないと事は進まない。県等へのプッシュが大事。

岩本副会長より、手数料は告示第98号から導くのかとの質問がなされ、居谷専務理事より、建設省時代の県職員の人件費をベースにしていることがわかった。処理時間に法定福利費を含む人件費単価を乗じるが、物件費の根拠を調査しているとの回答がなされた。

(2) 法定講習（管理建築士講習・建築士定期講習）の令和6年度以降の申込・受付方法について

居谷専務理事より資料10によって、建築技術教育普及センターの提案する申込・受付方法について説明がなされた。

以下の発言がなされた。

村田教育・情報委員長—以前、データベース利用料の単位会負担が発生するのかとの質問があったが、単位会負担はない。

上野副会長—電話でのサポートは、単位会ではなくセンターがやるべき。

村田教育・情報委員長—電話対応窓口をセンターに設置するとのことなので、そちらを紹介してもらって構わない。

(3) 業務報酬基準改正の検討状況について

居谷専務理事より資料11によって、10月に開催された第14回業務報酬基準検討委員会検討内容等について説明がなされた。

(4) 建築士法の抜本改正の提案（叩き台案）の概要について

上野法制度対応特別委員長及び事務局より、資料12によって次の趣旨の説明がなされた。

委員会では、意匠法を中心に議論してきたが、一段落し建築士法改正を検討し始めた。これまでの「業法制定運動」の成果と反省を踏まえて「独立した業法制定」の実現を目指すのではなく、一歩手前の「資格法+業法」の法律として一層確実な形態及びDX時代の「資格法+業法」として、建築設計・工事監理の業を取りまく業務環境の変化に対して不整合が生じないよう次の段階の建築士法改正を目指し、提案書を年度内に取りまとめるべく検討しているところである。

(5) 意匠法 特許庁との意見交換会の概要について

事務局より資料13によって、7月に実施した特許庁と建築三会の建築物・内装に関する意匠法の意見交換会の内容について説明がなされた。

以下の発言がなされた。

上野法制度対応特別委員長—特許と意匠法は別で、委員会で懸念していたことは杞憂に終わった。

白井法制度対応特別委員—細部まで一緒にできれば大丈夫とのことだった。

樋上常任理事—この議事録を単位会の担当部会等で閲覧できるようにしてほしい。

居谷専務理事—特許庁の担当者には、委員会限りにしてほしいと言われており、個別の案件に関する解釈が入ってるので難しい。さらにこれをサマリーにまとめるのは容易でない。

児玉会長—名前を隠す等何らかの細工をすればあり得る。

実害があるかどうかという観点で、今後ウォッチしていかないといけない。

(6) マロニエBIMコンペOSAKA2023の開催結果について

大阪会会長である樋上常任理事より資料14によって、BIMコンペの結果等について報告がなされた。

児玉会長より、今後も続けていくかどうかというのが課題になるが、来年度の主幹会を神奈川会に打診している。内容的にコンパクトにしながら、日事連の負担を150万円増額し、トータル500万円でやってもらえないかと思っているとの発言がなされた。

(7) BIM関連の補正予算について

居谷専務理事より資料15によって、次の趣旨の説明がなされた。

今年度の補正予算で経済対策が審議されているが、昨年度開始されたBIM関連の加速化事業が今年度も行われると聞いている。調査費についても要望を出してよいということなので、マロニエBIMコンペと建築設計技術者に対するBIM技法、技術の研修事業の2本を応募した。

(8) 当面の主な会議予定

事務局より資料16によって、令和6年6月迄の主な会議予定の報告がなされた。

(9) 会員・構成員異動報告

事務局より資料17によって、令和5年9月から10月の単位会別構成員数及び賠償責任保険加入事務所数等の報告がなされた。

(10) 後援名義等使用の催物について、事務局より資料18により報告がなされた。

(11) 経過報告について、事務局より資料19によって報告がなされた。

(12) その他

児玉会長より、来年12月の全国会長会議を岐阜で開催したいと考えているとの発言がなされた。

<配付資料>

資料1：全国会長会議のスケジュール及び議事等について

資料2-1：令和5年度上半期事業報告書

資料2-2：令和5年度上半期決算報告書

資料3：令和6・7年度役員候補者の推薦手順と選任方法の申し合わせ事項（案）

資料4：賛助会員入会申込書

資料5：令和6年度日事連建築賞の募集について

資料6：福井大会運営特別委員会の設置について

資料7：令和7年度第47回建築士事務所全国大会の開催日等について

資料8：令和5年12月通常理事会招集通知

資料10：令和6年度建築士定期講習インターネット受付システムの改修及びそれに伴う申込・受付方法の変更について（案）  
他

資料11：第14回業務報酬基準検討委員会事務局資料

資料12：建築士法技本改正の提案について

資料13：意匠法 建築物・内装に関する意見交換会議事録（案）

資料14：マロニエBIMコンペOSAKA2023実施について

資料15：BIM関連の補正予算について

資料16：当面の主な会議予定

資料17：会員・構成員異動報告等

資料18：後援・協賛名義使用の件

資料19：経過報告

## ■第5回 総務・財務委員会 議事概要

日 時 令和5年11月13日（月）15：00～17：20

場 所 日事連会議室

出席者 委員長 樋上雅博

委員 馬場雄司、本間裕之、鈴木保二、福山雅也、  
西 洋一

副会長 白井 勇

特別出席 児玉耕二会長

事務局 居谷、前田、伊東、三浦、松谷、中村

欠席者 委員 中谷芳一

(1) 全国会長会議議案等について

事務局より、資料1-1及び1-2によって、令和5年度上半期事業報告及び決算報告について次のとおり説明がなされた。

①総務・財務に関する令和5年度上半期事業報告について

- ・建築士事務所登録手数料等の見直しについて、国に対し標準的な手数料の設定に関する助言を求めるよう各単位会が都道府県に要望・交渉することを、6月の建築士事務所協会全国会長会議で決議した。
- ・単位会組織強化支援については、4年度支援事業完了分に対する支援金及び会員増強奨励金を支給するとともに、5年度の支援事業の採択事業・内示額を決定した。
- ・財政検討については、中期的な観点から収入及び支出の見直し項目を洗い出し、検討することとした。
- ・会員サービスについては、構成員が業務災害等保険や福利厚生制度を利用できるよう全国中小企業団体中央会に入会した。
- ・インボイス制度開始後は免税事業者（単位会含む）への消費税相当額は支払わない方針とするが、適格請求書発行事業者への登録を要請し、この件に対する理解を得られるよ

う努めることとした。

## ②令和5年度上半期決算報告について

- ・調査研究費支出の多くは建築賞関係であり、未執行の4,500万円余りは国庫及び団体補助事業関係である。
- ・単位会組織強化支援金支出については、令和4年度実施分である。
- ・適合証明業務登録機関特別会計については、本年度は講習会受講者数の多い年度ではあるが、講習会開催が下半期に集中しているため、上半期の収入は極めて少なかった。

白井副会長より、事業報告書の記載について「助成金の削減や中止を前提とした検討ではなく、そのあり方を検討するもの」であるとの指摘がなされた。

協議の結果、事業報告書を指摘のとおり修正した上で、常任理事会に提案することとした。

## (2) 令和6年度単位会組織強化支援について

事務局より、資料2によって、令和6年度単位会組織強化支援について次のとおり説明がなされた。

令和6年度単位会組織強化支援実施要領(案)の前年度までの主な変更点は、対象項目からデジタル化促進に関するものを削除したことや、過去に採択された事業が繰り返し申請された場合の支援金額割合を調整すること及び旅費交通費の上限を20万円程度に調整することとしたことである。

協議の結果、原案のとおり常任理事会に提案することとした。

## (3) 今後の支援事業の実施に向けた推奨モデル事業の発表について

事務局より、資料3によって、今後の支援事業の実施に向けた推奨モデル事業の発表について説明がなされた。

樋上委員長より、前回委員会で検討したことを踏まえて白井副会長と選考を行い、山形会、神奈川会及び岡山会の3単位会の担当者より、12月の全国会長会議で発表してもらうことにしたいとの発言があった。

協議の結果、原案のとおり常任理事会に提案することとした。

## (4) 財政検討について

樋上委員長より、資料4によって、財政検討の基本的な考え

として「収入の増加」「支出の削減」及び「組織の活性化」を3つの柱とし、できることから来年度予算に反映していけるよう検討を進めたいと次の説明がなされた。

### ①収入の増加

速効性のある事業はそうそう期待できないが、新規収益事業の企画・検討や賛助会員の増強

### ②支出の削減・見直し

- ・委員会等の旅費交通費の削減

We b会議を計画的に活用することで旅費の削減を図り、来年度予算に反映したい。

- ・ブロック助成金の見直し

ブロック助成金の見直しについて、まずは現状を分析し実態を明らかにしたい。その上で削減の可能性を探る。

以下の発言があった。

- ・ブロックが何を望んでいるのかを捉えないと、来年度から助成を削減するのは難しいだろう。
- ・見直しはよいが、ブロックの活動の活性化を阻害する方向や萎縮しないように配慮が必要。  
ただし、飲食費に当助成金を利用しないというようなルール化は良いと思う。
- ・削減ありきではなく、当助成金の趣旨が活かされているか、いかに有効に使われているか精査が必要。合理的なブロック運営の提案も重要。
- ・近畿ブロック協議会では、会議開催に合わせて地元で実績のある方を招いて講演を実施している。
- ・関東甲信越ブロック協議会では、所属単位会に対してキャンペーンの助成を実施している。  
単位会からも会費を集め、災害時に備えを行っている。  
また、ブロック協議会の会議参加時に宿泊を伴う場合には、助成している。
- ・九州・沖縄ブロック協議会では会議を多く開催しており、災害の際の補助も目的にしている。単位会への配分は行っていないが、青年部会や女性部会の活動に補助を実施している。また、ブロック内で全国大会を開催する際に

は助成している。繰越金は何かあったときのために残している。

- ・ブロック助成金の存在を認識していなかった。多額の繰越があり、使途の検討が必要。事務的なことも含めて所属ブロックで確認したい。

### ③全国大会の在り方の検討

全国大会の日事連負担金を1,200万円に削減したばかりなので、すぐに更なる削減は難しい。全国大会及び青年話創会の在り方や実態を把握し、見直しを検討することで経費削減に繋がるのではないかと。

以下の発言があった。

- ・全体的な時間に見合った大会プログラムの内容を検討し、より支出を削減できるよう努める方がよい。
- ・青年話創会の会費負担についても検討し、経費負担の見直しを図ってはどうか。懇親会をもう少し簡素化するなど、やり方を変えることで支出を減らせるのではないかと。

### ④全国的な広報活動の実施

現在実施している建築士事務所キャンペーン助成金を見直し、単位会支援事業の未執行分を活用して全国的な広報活動を実施してはどうか。

以下の発言があった。

- ・広報として、全体で何をするか、広報・渉外委員会と意見交換した方がよい。
- ・キャンペーン助成金と組織強化支援事業は重複する部分がある。
- ・キャンペーン助成金を残すとしたら、新しい仕組みが必要である。

協議の結果、継続審議とした。

### (5) 12月14日全国会長会議等のスケジュール及び議事等について

事務局より、資料5によって、12月14日全国会長会議等のスケジュール及び議事等について説明がなされた。

以下の発言があった。

白井副会長—最後の「その他」で法制度と会員サービス検討WGの途中経過を報告したい。

児玉会長—全国会長会議は年に2回実施しており、6月は総会と同時開催であるが、12月について隔年または希望により地方開催を検討したい。来年12月には岐阜で開催したい。

事務局 —以前地方開催を実施していた時期があるが、旅費等がかさむので10数年前の財政検討時に中止とした。

児玉会長—地方開催によってコミュニケーションが期待できるので、経費負担の少ない方法や内容等を検討する意義がある。

協議の結果、原案のとおり常任理事会に提案することとした。

### (6) 令和6・7年度役員候補者の推薦手順と選任方法について

事務局より、資料6によって、令和6・7年度役員候補者の推薦手順と選任方法について次のとおり説明がなされた。

令和4・5年度の申し合わせ事項を基に暦に合わせて日程等を変更している。今後、常任理事会で承認を得た後、全国会長会議で申し合わせ事項として決定されれば、選任に向け手続きを進めて行く予定である。

協議の結果、原案のとおり常任理事会に提案することとした。

### (7) 事務所登録手数料等の見直しのための要望活動について

事務局より、資料7によって、事務所登録手数料等の見直しのための要望活動について説明がなされた。

居谷専務理事より、議連総会開催後に、国土交通省、都道府県及びICBAをメンバーに日事連が事務局を務める検討会を設置し、素案整理の流れとなると考えているとの発言があった。

以下の発言があった。

樋上委員長—国土交通省の統一的な案を作成するため検討会を立ち上げる。

白井副会長—今後も引き続き各単位会には県等へ要望を続けるようぜひ協力をお願いしたい。

### (8) 会員サービス検討状況について

白井副会長より、資料8によって、会員サービス検討状況について次のとおり説明がなされた。

既に会員サービス事業を開始している東京会及び大阪会のメンバーを中心にサービスの拡充の検討を進めている。各単位会でも導入を検討する際には、両単位会に問い合わせしてほしい。今後、コンテンツをどうPRし会員増強につなげるかを検討していく。

続いて、樋上委員長より、次のとおり説明がなされた。

東京会で設置されたマネジメント支援センターを大阪会でも導入することとなった。会員サービスを拡充し、新規会員獲得に向けた体制作りを行っている。

経営支援制度について、資料の網掛け部分はどの単位会も進められるものである。他の部分は要望があれば東京会及び大阪会に問い合わせがあれば対応できる。会員サービスのコンテンツが充実してきており、入会促進に繋がる大きなメリットがあるサービスについて、折を見て内容を紹介できればと思う。

(9) 下請けの経費転嫁状況等会員向けアンケート結果について

事務局より、資料9によって、下請けの経費転嫁状況等会員向けアンケート結果について次のとおり説明がなされた。

公正取引委員会及び中小企業庁からの要請で、会員に対して下請けの経費転嫁状況等についてのアンケートを実施し、回答数は前回より減少したものの、取引先との価格取引について概ね転嫁を受け入れているとの回答が多かった。

次回予定 令和6年2月19日(月) 13:30～16:30

5月22日(水) 13:30～16:30

配布資料

資料1-1、1-2: 令和5年度上半期事業報告及び決算報告について

資料2: 令和6年度単位会組織強化支援について

資料3: 今後の支援事業の実施に向けた推奨モデル事業の発表について

資料4: 会財政検討について

資料5: 12月14日全国会長会議のスケジュール等について

資料6: 令和6・7年度役員候補者の推薦手順と選任方法について

資料7: 事務所登録手数料等の見直しのための要望活動について

資料8: 会員サービス検討状況について

資料9: 下請けの経費転嫁状況等会員向けアンケート結果について

## ■第11回 業務開発専門委員会 議事概要

日 時 令和5年10月6日(金) 14:00～15:40

会 場 日事連会議室

出席者 委員長 内田 要

委 員 加藤 彰、安藤正道、千鳥義典、富樫 亮

事務局 居谷、千浜、野出、吉田

欠席者 委 員 本間裕之、安藤春久、大村 修

配付資料

第10回業務開発専門委員会議事概要

資料1: 業務開発専門委員会 提言骨子(たたき台案)

参考: BIMパートナー

議 事

1. 業務開発専門委員会としての提言(案)の作成について

【建築士事務所のネットワークの重要性について】

○資料1のたたき台案に建築士事務所のネットワークの重要性について意見交換を行った。おもな内容は以下の通り。

- ・ネットワークは全国につながるほうがいい。日事連が主導して全体的につながるネットワークが構築できればいい。
- ・ネットワークの範囲については全国レベルで共有できるようなものがよい。東京の事務所とJVを行ったり、積算を九州の事務所をお願いしたりしている。設備事務所、構造事務所との連携をどのようにしていくか。
- ・できるだけネットワークに参加する数の多い方がメリットがある。全国的に広がりがある方が望ましい。段階的に行っていくかどうか。
- ・ネットワークを作るのであれば全国と思うが、ブロックというより近隣の単位会、県境を接する単位会もニーズがあるのではないか。隣の単位会との連携も必要ではないか。
- ・全国でないと意味がないかもしれない。ブロックを前段にすれば入りやすいか。BIMパートナーとは違って間に信頼できる

システムがあるとよい。単位会でネットワークに入る人たちのリストアップするときに会員であるということだけでは不足ではないか。実務で行うネットワーク、比較的緩やかな信頼性が必要。

- ・ネットワークの目的を考えると消費者からみると範囲を広げないといけない。実務でのネットワークにはある程度の線引きが必要。
- ・佐賀会では、5年後にBIMでの設計が当たり前になったときに設備、構造で対応できる事務所は1社か2社。BIMを施主から条件づけられたときに仕事をとれない。九州以外は全くわからない。2027年ごろにBIMでの確認申請を行うようになる。そんなに猶予はない。ネットワークをどうするか迷っている。

○事務局より参考としてBIM GATEで行っているBIMパートナーについて説明された。単位会に会員の登録を依頼し、HPよりマッチングを行う仕組み。問い合わせなどについては当事者間で行ってもらい、日事連としては責任を負わない旨を明記している。

○続けてネットワークについて意見交換を行った。

- ・同じ会員であれば5-6社であれば仲間がいるが、BIMを行っていかうとしたときに設備・構造で対応している事務所がない。設備・構造事務所とはBIMへの取り組みでタイムラグが生じてしまう。実務で困ることがあるからネットワークが必要ということで新しい技術に対応するためにネットワークが必要ということになっていたと思う。BIMパートナーのように個人の責任で行うとなればそんなに普及しないのではないかと。東京会では設備事務所も構造事務所もよく知っているということでリストアップしてもらえれば飛び込めるのではないかと。協会が実績があることを示してもらえれば有効ではないかと。BIMについてはあと5年くらいがタイムリミット。いつかやりましょうではなく何年後にはやりましょうということ。日事連、単位会の役割分担も提言に盛りこまないといけない。
- ・ネットワークについていえば、会員のデータを集めてこんな事務所があるというデータをもとに求める人がコンタクトをとってつながっていくということになる。単位会によっては事情が

さまざまなので賛同してくれるところからデータベースを作っていくということになるか。完璧な全国規模のネットワークを作ろうとすると日事連が声掛けをしてデータベースを作ろうということをするしかない。

- ・冷静に考えればその範囲が妥当なところとなるか。新潟と四国の人と仕事をしてよかったということを佐賀会の中でも共有することなど考えられる。あまり最初からネットワークに入る入口を狭くするのはよくない。
- ・それぞれの単位会でだいぶ事情が違う。東京でも23区と三多摩ではBIMの普及にしても相当差がある。ネットワークを作る目的をしっかりとさせてその目的に同意する単位会はそれに乗ってもよいし、今は無理であるが何年後かには参加するというようにしてもよいかもしれない。一気にというより少しずつ広めていくのでもよいと思っている。東京会でも事務所紹介サービスを行っていくが、責任の所在まで協会で負うことはできない。それぞれマッチングした事務所で信頼関係を作っていくということで議論はしている。参加者の資格として信頼のおけるパートナーになりうるかということがあがるが、会員であればそれなりに信頼できるという前提でやっている。会員であるか否かを一つの目安と考えている。

東京会では建築意匠の事務所が多いので、東京の設備設計事務所協会、構造設計事務所協会、積算事務所協会と協議会を作って、そこでも東京会の事務所紹介サービスに興味を持って見守っているという状況。

- ・弁護士と相談したら、事務所紹介サービスは業務委託で、人を派遣すると派遣法に引っかかるということだった。
- ・連合会を中心にして全国に広めてほしい。いきなりは無理なので希望者が箱に入っていく形にしてはどうか。HP、会員名簿、URLなどを全部やるのは大変。このような事務所があるということがわかるように。ネットワークについては、地方では設備・構造事務所は頼むところがない。知らない者同士のマッチングは不安ではあるが、協会の会員であれば信頼性がある。
- ・ブロック内から始めてもよいのではないかと。
- ・今回のネットワークには会員が全部入るのか。各自の判断で入

るのか。

- ・ネットワークに入る、入らないは自由と考えている。ネットワークを使って困っていることを改善したい。一切かわりたくない人は入らなければよい。東京会のシステムに乗った方が費用もノウハウ的にもよいと思うが、ブロックでデータベースを作るか。
- ・どういう動きになるかをブロックで把握。そこから全国区にいったらよいのではないか。会員で手を挙げた者がネットワークに参加。会員外が参加するとフリーのネットワークになってしまう。会員の中でどういうことが起きているか、他会の会員との仕事などを報告してもらい、単位会が知っておくことが必要ではないか。
- ・それを単位会が把握することはいろいろな問題がある。そこまで単位会が介入すべきか。安全性を考えて信じるしかない。
- ・二者同士の関係として単位会を通さなくてもよいか。
- ・そういう形でよい。
- ・どこまでの情報を開示するか、必須項目と選択項目など情報リンクを分ける。最大限の情報としては決算情報、最低限は会員名簿、年次報告などと紐づけられどんな仕事をしているかがすべて見られる。
- ・まずは会員同士で。
- ・提言の中にタイムスケジュールを入れたほうがよいか。
- ・基本的には入れるべきではないか。そうしないと夢物語になってしまう。
- ・維持・管理には費用がかかるのか。
- ・BIMパートナーはBIM GATEというHPの中にあるので維持・管理はその費用のみ。

#### 【会員情報のデータベースについて】

- ・各単位会では会員のデータベースは作るけれど、ネットワークに載せる、載せないは会員の意思による。
- ・会員のデータベースを作るとなると費用の問題がある。仕事上のパートナーを見つけることが目的であれば費用もかからない。
- ・先にデータベースありきで手を上げる仕組みではなかったか。

・単位会によるのでは。

- ・東京会では事務局の業務効率を考えてデータベース化をした。それができるといろいろなことができる。データベースがなくてできたかというとなんかそうではない。会員名簿を公開しているがそれは最低限の名簿である。
- ・事務所のことで話している気がする。BIMは一般消費者向けのメリットも考えている。消費者向け、事務所と建築主との間のことになる。
- ・事務所と消費者の関係は大事。
- ・本来の姿としてはそうあるべきで、そのあとマッチングとなるが、単位会が財政難なので費用の面が気になる。連合会として補助金などを受けられないか。

#### 【データベースとネットワーク】

- ・アウトプットの使い方としては議論では2つの要素がある。各単位会がデータベースを作ること、会員間でネットワークを作り交流を進める仕組みとすること。前者についていえば全単位会への提言、後者は日事連として作るべきということで日事連の提言となるか。

前者は安く作る試みとして先行している東京会のデータベースの仕組みを転用。後者はもう少し必須記載要件、任意記載要件などどういう情報を盛り込んでどういう目的で作るのかという具体的な中身を整理した方が良さそうに感じる。

事務所登録については2年後などを目途にデータベース化され、HP上で登録事務所の閲覧ができるようにする方向に変えるということで現在検討されている。登録事務所の閲覧は消費者保護につながる。そういう中で会員事務所に限ったデータベースを作るのに補助金ということはなかなか難しいのではと個人的には思っている。

#### 【提言の方向性について】

- ・東京会のデータベースをもととしてデータベースを全国区でやりましょうという方向で提言をまとめていくことになるかと思う。スケジュールとしては単位会にアンケートを取るなどいろいろ考えられるかもしれないが、消費者保護も含めた形でデータベースを軸に提言をまとめていく。

- ・盛りだくさんで申し訳ないが、設備事務所、構造事務所に働きかけるということも前提として入れておいてほしい。
- ・事務局的には各単位会のデータベースが集まってネットワークを作るということは大変な作業となる。データベースの構築は東京会のデータベースを参考に各単位会で独自に行い、ネットワークは希望者が手を上げるようなBIM GATEのような方式としてはどうか。その中に設備・構造事務所も参加してもらえればよいのではないかな。
- ・旗を揚げないとわからない。BIMの推進なども自然淘汰されて世の中変わっている。提言は他の業界に比べて見劣りするようなシステムではまずい。方向性としてはこれというものに一本化して、まずは将来の姿を委員会として提言する。最終的な目的地はデータベースでの効率化、ユーザーへのわかりやすいシステムとなることが大切と思う。
- ・設備、構造、積算の各協会にニーズを聞いてみたい。地元では設備事務所とのネットワーク化、統合の必要性はどうかということをあらかじめ整理しておいた方がよいと思うが。
- ・青森会では、設備設計事務所協会の会長、副会長に青森会の準会員になってもらった。基本的な話し合いの場を作る環境を持つということにとりかかったところ。この形を全国的な形で作っていいのではないかな。設備協会に入っている事務所は青森では20数社。そこを引っ張り合いしているのでこれからどうネットワーク化するか、各単位会で設備協회를どう引っ張り込んでいくかということになると思う。
- ・登録事務所のデータベースを2年以内で作るという話があったが、そこから事務所協会の会員にしばらくこむことはできるのかな。
- ・そういうフラグの登録はないので絞り込むことはできないのではないかな。
- ・データベースに消費者が検索しやすい条件をつける。そこで事務所協会側に入っていけるようなシステムはとれないかな。
- ・事務所の登録情報には、団体への加入や建賠保険への加入の情報が入っていない。
- ・事務所協会が主導するネットワークでないといけないと思う。信頼関係がないと全部フリーになってしまう。

- ・今日は結論までは出さないが、議事録を読んで、次回、各委員の考えを聞かせてほしい。委員長として自分の考えを先に述べてしまうのはどうかと思うが、次のように考えている。

東京会のデータベースと同じようなシステムでのデータベースは各単位会で任意に行い、ネットワークに入るのであればそれはそれでよい。データベースは各単位会で取捨選択をしてほしい。日事連からの補助を要望したいが提言の中で出すことは難しいかな。国の補助が得られればありがたい。

BIMのことよりネットワークが先に必要。実務に結びつくようなネットワークを提言することが大事。

次回予定 令和6年2月2日（金）14：00～16：00

## ■第4回指導運営委員会 議事概要

日 時 令和5年11月6日（月） 13：30～15：05

場 所 日事連会議室

出席者 委員長 矢野敏明

委 員 佐藤友一、奥村一利、立道浩幸、辻 裕樹、  
田中健一、有馬一郎

担当副会長 原 行雄

事務局 居谷、前田、千浜、安藤、吉田

### <提出資料>

資料1 令和5年度上半期 指導運営に関する事業報告（案）

資料2 令和5年度上半期 苦情の解決業務実施報告書（個別レポート）

資料3 苦情相談業務の取扱範囲について

資料4 建築士紛争処理委員増員のための協力依頼および講習会の実施について

資料5 「建築士事務所のトラブル予防」の改訂について

資料6 建築士紛争処理委員に関するアンケート

### <議 事>

1. 令和5年度上半期 指導運営に関する事業報告について

令和5年度上半期の指導運営に関する事業報告案について事務局より説明がなされ、各委員において案の内容を確認し、これを了承した。（資料1）

## 2. 令和5年度上半期 苦情の解決業務実施報告書(個別レポート)について

事務局より、令和5年度上半期の苦情の解決業務実施報告書について説明がなされた。(資料2)

上半期は4件の個別レポートが提出され、協議の結果、4件全て助成の対象とし、事例集に掲載することとした。

個別レポートの精査・修正を担当する委員を以下の通り割り振り、1月15日(月)までに事務局へ返送することとした。個別レポートの赤字部分は選択項目になっているが選択できていないため、個別レポート提出単位会へ内容を確認する際、併せて確認してほしい。

[事例] [担当委員]

宮城会・・・・・・・・・・佐藤委員

神奈川会(2件)・・・・奥村委員(005)、立道委員(003)

山口会・・・・・・・・・・辻委員

### ○意見等

#### ・宮城会の事例

重要事項説明の内容について確認してほしい。本物件は現行法の四号建築物に該当するため壁量計算でよいが、集会施設で柱スパンを飛ばすために構造計算をしたと思われる。建築士としては正しい対応だと考えられるため、重要事項説明の際にきちんと説明していれば、トラブルを回避できたのではないかと。

令和4年度下半期に挙げられた個別レポートについては、個別レポート提出単位会に会誌への掲載可否を確認し、千葉会の2件を掲載候補とすることとした。

## 3. 苦情相談業務の取扱範囲について

事務局より、経緯について説明がなされた。(資料3)

委員より、設計施工案件の苦情が多いため、個別レポートの苦情対象者の欄に「設計施工」のチェックボックスを追加してはどうか、との提案がなされた。

施工のみに対する苦情は助成対象外のため、個別レポートとして挙がってくる際には、設計者、監理者、設計監理者のいずれかに対する苦情と併せて、施工者に対する苦情が挙がってきている。個別レポートのフォーマットを変更することは可能だが、建築士法

第27条の5で定める「建築士事務所の業務に関する苦情」をどこまでの範囲と捉えるのか、施工に関する苦情は設計または工事監理に原因があるケースもあるため線引きが難しい。単位会から、施工(工事)に関する苦情が多く寄せられている、という話は聞いている。各委員の意見を聞きたい。

### ○意見等

・事務所協会は建築士法で規定された法人であり、専業・兼業に関わらず、事務所登録をしている事務所に対する苦情であれば相談の対象になると考える。

・重要事項説明を行っており、設計、工事監理の契約を行っているものを苦情相談の対象とすべきではないかと。

・苦情相談の事例を増やしたいのであれば、設計施工の案件についても相談対象としてよいのではないかと。

・法律上は、建築士事務所に対する苦情ではなく、建築士事務所の「業務」に対する苦情が相談対象であるため、設計者と施工者が同一であっても施工部分に関しては建築士事務所の業務ではない。苦情相談の最初の段階では、設計と施工のどちらに対する苦情かわからないケースもあるため、受付時に単位会で精査する必要がある。

・元請事務所と発注者は契約関係が成立しているが、下請け事務所と発注者は契約関係に無いため、下請け事務所に対する苦情があった場合に呼び出すことはできるのか。

・これまでも設計施工案件は挙がってきていたので、設計施工のチェックボックスを作るのはよい。設計施工案件で100%施工に関する苦情であれば建築士事務所の業務範囲からは外れるが、苦情相談を受付してから話になると考える。

### ○協議結果

・苦情対象者に「設計施工」のチェックボックスを追加することとし、運用方法については次回の委員会で再度検討することとした。

## 4. 建築士紛争処理委員増員のための協力依頼および講習会の実施について

事務局より、(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターからの依頼内容について説明がなされた。(資料4)

住宅紛争処理支援センターの紛争処理対象が拡大されたことに伴い、紛争処理委員増員のための協力依頼があった。紛争処理や建築相談を経験している建築士は多くないため、委員増員の取り組みとして紛争処理に興味を持ってもらえるような講習会の実施が考えられる。

講習会の実施は、①単位会にて講習内容を企画し実施、②日事連にて講習内容を企画し単位会で実施、の2パターンが考えられる。①は単位会で内容を検討できるため、地域の実情に応じた講習内容とすることが可能である。②は日事連で講習内容を検討するため、統一的な講習内容となり、各々の単位会の意向を汲んだ内容にすることが難しい。先行して建築士会で同様の講習会を行っているが、各士会で講習内容を企画し実施している。

(公財) 住宅リフォーム・紛争処理支援センターから、紛争処理制度の仕組みの資料や模擬調停の動画等を提供してもらえるが、日事連から提供できる資料がないため、「建築士事務所のトラブル予防」を改訂し、提供資料としたい。

#### ○意見等

・執筆者は、建築士よりも司法関係者やセンターの関係者が適任ではないか。講習会の講師も司法関係者やセンターの関係者が適任だと考えるが、トラブル関係の講師は事務所協会で行うなど協同で行ってもよいのではないか。

・テキストの執筆は手伝いが必要か。

→全ページを弁護士など外部の人に執筆してもらうことは難しいと思われるため、委員や単位会で苦情相談業務の対応をしている相談員の方々に協力してもらう必要がある。

・(公財) 住宅リフォーム・紛争処理支援センターに協力する場合の収益や人数の割り当てなどの話はセンターとできているのか。

→センターとはこれから協議する段階である。

#### ○協議結果

・日事連で講習内容を企画・検討し、テキストを作成、単位会で講習会を実施する方向で調整する。

・スケジュール案に沿って、次回の委員会までに各委員でテキストの内容や執筆候補者を検討してもらい、次回の委員会で協議することとした。

#### 5. 「建築士事務所のトラブル予防」の改訂について

事務局より、改定案について説明がなされた。(資料5)

改訂案では、現在のテキストにある裁判例を無くし、建築士の処分を追加した。現在のテキストは懲戒処分の基準を掲載しているだけで、最近の処分傾向や注意点などの解説は無い。住宅紛争処理支援センターの紛争処理対象が新築以外まで拡大されたため、既存建築物やリフォーム特有の注意点などもテキストに盛り込めるとよいと考える。ボリュームとしては手に取ってもらいやすいよう現在のテキストの半分程度のページ数をイメージしている。

#### ○意見等

・現在のテキストは内容が古いため、改訂して配布できるとよい。

#### ○協議結果

・改訂案に沿って具体の素案を事務局で検討する。

・必要に応じて、次回の委員会前にWebで臨時委員会を開催する。

#### 6. 建築士紛争処理委員に関するアンケートの実施について

事務局より、アンケートの実施について説明がなされた。

(資料6)

建築士紛争処理委員は地域の弁護士会から単位会へ直接依頼を行っているため、日事連で現状を全く把握できていない。そのため、現状把握と、講習会の実施単位会の選定等の参考にするため、全単位会へアンケートを実施したい。

#### ○協議結果

・全単位会にアンケートを実施し、次回委員会でアンケート結果を報告することとした。

#### 7. その他

苦情相談の受付について

現状では、①苦情対象事務所が所在する単位会、②相談者が所在する単位会、③建設地のある単位会のいずれかの単位会で苦情相談を受けることになっているが、相談者から①②③のいずれも該当しない単位会へ相談したい旨の問い合わせを度々受ける。相談者としては、苦情対象事務所の肩を持たれるのではないかと不安から接点のない単位会への相談を希望していると思われるが、全く関係のない単位会へ相談可能とした場合、対応する単位会の負担が大き

くなる。日事連に相談窓口を設置することも難しいため、どのような対応が考えられるのかを、引き続き検討していきたい。

○意見等

- ・今まで通りの運用方法から変更した場合、混乱が生じることが予想されるが、意見があれば次回の委員会で検討してもらいたい。

■次回日程

令和6年2月6日（火） 14:00～16:00

## ■第17回 法制度対応特別委員会 議事概要

日 時 令和5年10月25日（水） 10:00～11:44

場 所 日事連会議室

出席者 委員長 上野浩也

委 員 原 行雄、黒木正郎、白井 勇、井手添誠、  
岩本茂美、仲摩和雄

事務局 居谷、前田、千浜、東小川、吉田

欠席者 委 員 木下賀之

議 事

### 1. 今後の業法制定運動の方向性について

○資料1「建築士法の抜本改正の提案（たたき台案）」の提案事項について、意見交換を行った。

主な内容は以下の通り。

#### （1）法律の目的及び名称の見直し

☆業法運動は団体を設立した時からの目標であったが、独立した業法とするのはハードルが高い。建築士法が資格法+業法の性質を持っているため、名称と目的条文の見直しを提案している。資格法と業を一体として運用しているという国土交通省の見解にも沿い、他会からの賛同も得やすい。

- ・平成26年に業法と士法を分ける提案をしたときには士会が反対した。

#### （2）建築士事務所の業務内容及び「設計」の定義条文の見直し

☆設計段階で建築BIMを活用して構築する建築物のデジタルデータは、建築士法第2条で定義される設計の成果物（設計図書）を大きく上回る膨大なデジタルデータを設計段階におけるフロントローディングとして構築せざるをえない。こ

のフロントローディングとして構築する建築物のデジタルデータはすべて建築士の独占業務による成果物であることを明確にする。

- ・素人でも設計できてしまう。どこまで建築士がおさえられるか。提案の中で一つの肝となる。
- ・改築はほとんどがデザイナー。OKした建築士が責任を問われる。どこまでが設計図書なのか。どこまでが建築士の責任なのか。
- ・8項で「建築モデルを構築する」と言い切ってしまうてよいのか。設計の定義がこれだけでよいのか。AIなどで世の中を変えていくときに法律で決めてしまうのはいかかが。
- ・「この法律のなかでは」と限定している。これまでの概念は6項に書いてある。職能の定義をするわけではない。
- ・「建築工事の実施」ということで実際に物になるときのことを書いている。
- ・告示98号の改正を検討しているときに建築指導課と議論した。BIMの場合、BIMをデータ上でかくことはなく、すでにある部品、オブジェクトを持ってくる。ジェネリックオブジェクトから持ってくる。家具メーカーは家具のオブジェクトを作る。マンションをバーチャルで作ったとき、どこからが設計でどこからが設計ではないのか。遊びで作ったものを場所に合わせてカスタマイズする。カスタマイズすることが設計なのか。BIMモデルが2億円で販売されている。それで10棟、20棟建てられる。一般モデルは東南アジアで作られていて中身は何もわからない。場所に合わせて当て込む。数量の積算が一瞬でできる。カスタマイズする作業、プライスまで含めて一瞬でできる。一般モデルをつくること、部品のことなどこの部分がおそらく立法事実になるかと思われるので深く考えた方がよい。
- ・部品の寄せ集めであっても記名押印すればその建築士の責任となる。設計とは何か。
- ・法律の中でこういうことを書かなくてもよいのではないのか。法律はもう少し大まかに書いて施行規則等で詳細は書くというように。

・設計というものを定義しないと。工場で作っていることやBIMなどのどこが設計になるのか。

・構造設計と設備設計を分けているが、構造、設備を合わせて設計ではないのか。

・第6項で「設計図書とは～」と書いている。その前提は変わらない。

・法律の中にはあまり細かいことは書かない。技術は進歩している。人工知能、どこまで対象とするのか、議論の対象とするのか。

最初の目的をここまで変えるのであれば、建築物が作り出す周辺の環境にも触れてほしい。建築物の質の向上、建築物の作り出す環境も目的条文に入れてほしい。

### (3) 建築設備士の業務範囲の見直し

☆建築士法に建築設備士の業務を規定することを提案。建築士と建築設備士との関係は先行した国家資格者の独占業務の一部を後発の資格者が担う。類似例に医師と看護師、臨床検査技師の例がある。現在の「意見を聴く」という表現が是正され、より実態に即した条文表記となる。

・医師の指導の下にということで統括者がいることが前提であるが、統括者がいることによって、看護師、臨床検査技師の仕事が矮小化されるわけではない。この条文で期待することは、建築科を出ていない電気技師などが建築の仕事に就いてもらうこと。建築士の仕事が統括であることをはっきりさせた方がよい。そのくらい大きな改正ということになると、話のフィールドが大きい方が矮小な反対意見を言いくくなる、社会的合意も得やすくなる。総括と統括をどう使い分けるか、今後議論が必要。

・空間プロデュース、環境プロデュースなどもよく聞くようになった。建築士の在り方も含めて位置づけしていくとよい

・建築士の業務の定義から入った方がよいのではないか。今の設計・工事監理より大きな枠でくくっていく。

・大きな枠でやるか、ある部分をやるかそこは整理したほうがよい。

・ボトムアップしたほうがよいかもしれない。

・建築士でない人が携わっていくことが示されているが、もともと分業しているところを設備だけを切り分けている意味はどうか。もともと全体を統括するのは建築士。分業する部分については建築士でない人がやっている業務は増えている。

・平成26年の法改正で建築設備士が初めて法律の中に書かれた。

### (4) 開設者の要件規定及び業態に見合う建築士事務所の種別整理・(5) 専門の設計・工事監理の業態に相応しい建築士法人制度を創設

☆現在は建築士事務所の開設は資格者でなくてもできるが、不祥事の発生が後を絶たない現状から、多様な業務実態に見合った建築士事務所の種別を提案。①個人事務所、②法人事務所、③建築士法人事務所の3種を提案。建築士法人は社会的信頼性の確保のため、建築士事務所協会の会員となる、建築家賠償責任保険への加入を義務化するなどの措置を行う。

・議論の余地が相当ありそうである。

・建築士法人は事務所協会に加入することなどは士会などから異論が出そうである。また建築士法人になる事務所はそれほど多くないのではないか。建築士事務所の位置づけは相当大きな問題となる。

・強制加入ということが出てくるか。

・苦情の解決業務では事務所協会の会員しか応答義務がないので、事務所協会の会員になるということとした。

・強制加入ということを前面に出すと話がそこで終わってしまう。今後の宿題としたい。

### (6) 小規模建築物の建築主の保護に関する規定強化

☆苦情の解決業務、建賠保険事故で多く見られる小規模建築物の建築主の不利益解消のため、建築主の保護に関する規定を改訂する。

延べ面積が300㎡以下の建築物でも士法第22条3の3の書面での契約の対象とする。

すべての設計・工事監理業務の一括再委託の禁止をする。

・弁護士会と話をした。建築確認は建築士がしているが、契約

は不動産業者という場合もある。消費者に不利益を与えている。建築士として襟を正さなければいけない。

- ・三会の合意にはこの規定は入っていた。法制化する段階で300㎡が入った。
- ・業務独占の話も出た。木造戸建は建築士でなくても誰でも設計できる。おかしくないかと弁護士にいわれた。建築士であれば設計・工事監理ができるならわかる。行政機関や確認機関に聞いたところ、自分で設計して自分で確認をすることはほばないとのことであった。今の法律では建築士が設計すると特例ができる。建築士でない人が設計すると特例をはずされるのでそこまではしないということであるが、誰でも設計できるということが有名無実化している。そのあたりも議論に入れてほしい。
- ・木造の家を大工の棟梁と打ち合わせをして建てていたことがそのまま残っている。
- ・誰でも設計・工事監理はできるが、確認はできない。代願屋が出てくる。そんなことをさせることがおかしい。

#### ○今後の進め方

- ・6月末までには提言をまとめていきたい。そのための議論を深めていきたい。
- ・各ブロックでも業法にどのように取り組んでいるかという話が出る。ペーパー1枚でもよいので中間報告的なものを出せないか。
- ・11月27日の常任理事会で報告してその後、各ブロックで意見を集めてほしいとするか。

#### 2. 意匠法について

○資料2-1、2-2により事務局より7月13日に開催された特許庁と三会での意見交換会の議事録について説明された。資料2-1は議事録、資料2-2はその後特許庁より情報提供のあった公知資料化された定期刊行物（国内）の一覧である。主な内容は以下の通り。

- ・前回委員会では意見交換会の概要を報告した。今回、特許庁確認後の議事録について委員限りということで報告した。
- ・三会からの要望や質問などについての特許庁の回答は概ね、次の

通り。

専門家の判断を取り入れる仕組みを創設

→審査は審査基準に基づいて行っている。審査は審査官にさせなければいけないことが法律で決まっている。

意匠公報を設計者が見て明確に理解できるように

→審査時に参考とした公知意匠を参考文献として挙げている。

秘密意匠制度の廃止

→これまでトラブルや問題が確認されていない。具体事案があれば教えてほしい。

登録意匠を繰り返し使用するものに限定してほしい

→登録された意匠を建築物の用途の範囲でどのように使用するかは意匠権者の自由

管理団体の設立

→特に申し上げることはない。意匠に関する自主管理団体が設立されたことは以前にある。

○意匠法については今後も引き続き注視していくことを確認した。

#### ○次回の開催日程

令和6年2月9日（金）10:00～12:00

（配付資料）

#### 第16回議事概要

資料1 建築士法抜本改正の提案（たたき台案）

資料2-1 意匠法 建築物・内装に関する意見交換会議事録（委員限り）

資料2-2 公知資料化定期刊行物一覧

令和5年11月末 会員・構成員異動報告等

1. 期間 令和5年11月1日～11月30日  
 2. 会員在籍 正会員 47団体 構成員 14,388事務所  
 賛助会員 8社

| 単位会 | 構成員 |        | 建築士事務所登録 |          | 賠償責任保険 |        |          |
|-----|-----|--------|----------|----------|--------|--------|----------|
|     | 増 減 | 在籍数(A) | 登録数(B)   | 加入率(A/B) | 増 減    | 加入数(C) | 加入率(C/A) |
| 北海道 | △ 5 | 974    | 4,105    | 23.7 %   |        | 289    | 29.7 %   |
| 青森  |     | 165    | 880      | 18.8 %   |        | 44     | 26.7 %   |
| 岩手  | + 1 | 275    | 903      | 30.5 %   |        | 75     | 27.3 %   |
| 宮城  | △ 2 | 325    | 1,796    | 18.1 %   |        | 86     | 26.5 %   |
| 秋田  |     | 140    | 972      | 14.4 %   |        | 48     | 34.3 %   |
| 山形  |     | 211    | 1,064    | 19.8 %   | △ 1    | 57     | 27.0 %   |
| 福島  | + 1 | 236    | 1,414    | 16.7 %   |        | 70     | 29.7 %   |
| 茨城  |     | 432    | 1,807    | 23.9 %   |        | 148    | 34.3 %   |
| 栃木  | + 1 | 167    | 1,273    | 13.1 %   | + 1    | 78     | 46.7 %   |
| 群馬  |     | 188    | 1,612    | 11.7 %   |        | 88     | 46.8 %   |
| 埼玉  | + 2 | 438    | 4,410    | 9.9 %    |        | 134    | 30.6 %   |
| 千葉  | + 2 | 337    | 3,200    | 10.5 %   | + 1    | 113    | 33.5 %   |
| 東京  | △ 6 | 1,620  | 14,325   | 11.3 %   | + 5    | 622    | 38.4 %   |
| 神奈川 |     | 759    | 5,719    | 13.3 %   | + 2    | 235    | 31.0 %   |
| 新潟  |     | 303    | 2,139    | 14.2 %   |        | 131    | 43.2 %   |
| 長野  |     | 384    | 1,988    | 19.3 %   | + 1    | 103    | 26.8 %   |
| 山梨  |     | 105    | 778      | 13.5 %   |        | 13     | 12.4 %   |
| 富山  |     | 295    | 1,110    | 26.6 %   |        | 66     | 22.4 %   |
| 石川  | + 2 | 317    | 1,201    | 26.4 %   |        | 65     | 20.5 %   |
| 福井  |     | 198    | 906      | 21.9 %   |        | 55     | 27.8 %   |
| 岐阜  |     | 116    | 1,322    | 8.8 %    |        | 37     | 31.9 %   |
| 静岡  |     | 377    | 2,947    | 12.8 %   |        | 124    | 32.9 %   |
| 愛知  | + 2 | 504    | 4,886    | 10.3 %   |        | 140    | 27.8 %   |
| 三重  |     | 182    | 1,149    | 15.8 %   |        | 64     | 35.2 %   |
| 滋賀  |     | 187    | 1,092    | 17.1 %   |        | 40     | 21.4 %   |
| 京都  |     | 367    | 2,079    | 17.7 %   |        | 106    | 28.9 %   |
| 大阪  |     | 803    | 6,201    | 12.9 %   |        | 248    | 30.9 %   |
| 兵庫  |     | 355    | 3,074    | 11.5 %   | + 1    | 97     | 27.3 %   |
| 奈良  |     | 106    | 905      | 11.7 %   |        | 25     | 23.6 %   |
| 和歌山 |     | 110    | 714      | 15.4 %   |        | 24     | 21.8 %   |
| 鳥取  |     | 116    | 467      | 24.8 %   |        | 53     | 45.7 %   |
| 島根  |     | 116    | 611      | 19.0 %   |        | 52     | 44.8 %   |
| 岡山  |     | 371    | 1,389    | 26.7 %   |        | 71     | 19.1 %   |
| 広島  | + 2 | 345    | 2,176    | 15.9 %   |        | 151    | 43.8 %   |
| 山口  |     | 107    | 965      | 11.1 %   | + 1    | 39     | 36.4 %   |
| 徳島  |     | 109    | 708      | 15.4 %   |        | 20     | 18.3 %   |
| 香川  |     | 88     | 1,011    | 8.7 %    |        | 20     | 22.7 %   |
| 愛媛  |     | 192    | 1,148    | 16.7 %   | △ 1    | 52     | 27.1 %   |
| 高知  |     | 138    | 617      | 22.4 %   |        | 34     | 24.6 %   |
| 福岡  |     | 464    | 3,193    | 14.5 %   |        | 181    | 39.0 %   |
| 佐賀  |     | 175    | 508      | 34.4 %   | + 1    | 46     | 26.3 %   |
| 長崎  | △ 2 | 234    | 761      | 30.7 %   |        | 45     | 19.2 %   |
| 熊本  |     | 231    | 1,367    | 16.9 %   |        | 96     | 41.6 %   |
| 大分  |     | 150    | 804      | 18.7 %   |        | 48     | 32.0 %   |
| 宮崎  |     | 113    | 1,010    | 11.2 %   |        | 44     | 38.9 %   |
| 鹿児島 |     | 283    | 965      | 29.3 %   |        | 86     | 30.4 %   |
| 沖縄  | △ 1 | 180    | 1,279    | 14.1 %   |        | 67     | 37.2 %   |
| 計   | △ 3 | 14,388 | 94,950   | 15.2 %   | + 11   | 4,530  | 31.5 %   |

※建築士事務所登録数(B)は令和5年4月1日時点の数字である。